

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第 126 号）

改正案	現 行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (43) (略)</p> <p>(44) 経理の状況</p> <p>a 財務計算に関する書類について、公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。</p> <p>b 最近5年間（発行者が、当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者にあつては最近2年間（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1年間））の財務計算に関する書類を掲げること。ただし、発行者が当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者でない場合には、発行者の選択により最近3年間の財務計算に関する書類であつて、公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けているもののみを掲げることができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、分かりやすく説明すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(45) ~ (47) (略)</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (43) (略)</p> <p>(44) 経理の状況</p> <p>a 財務計算に関する書類について、公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。</p> <p>b 最近5年間（発行者が、当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者にあつては最近2年間（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1年間））の財務計算に関する書類を掲げること。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、分かりやすく説明すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(45) ~ (47) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第六号様式 【表紙】 【発行登録番号】 _____ 【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 発行予定額又は発行残高の上限 a 発行登録による募集又は売出しを予定している債券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。 <u>なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定しているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された債券のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を記載すること。</u> b (略) (5)～(8) (略)</p>	<p>第六号様式 【表紙】 【発行登録番号】 _____ 【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 発行予定額又は発行残高の上限 a 発行登録による募集又は売出しを予定している債券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。 b (略) (5)～(8) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 提出理由 次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載すること。 a・b (略) c 発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。 d <u>発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。</u> e～g (略) (5)・(6) (略)</p>	<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 提出理由 次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載すること。 a・b (略) c 発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。 (新設) d～f (略) (5)・(6) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第九号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 _____ 【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 発行登録書の内容 a・b (略) c <u>「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</u> <u>なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録による債券の募集を行うときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された債券のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。</u></p> <p>(3) これまでの募集(売出)実績 a (略) b 発行登録書に発行残高の上限を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a)～(c) (略) <u>(d) 今回発行登録による債券の募集を行う場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された債券のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を記載すること。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>第九号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 _____ 【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 発行登録書の内容 a・b (略) c <u>「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</u></p> <p>(3) これまでの募集(売出)実績 a (略) b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a)～(c) (略) (新設)</p> <p>(4)～(7) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十号様式 【表紙】 【発行登録通知書番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 発行登録書の内容 a・b (略) c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。 なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録による債券の募集を行うときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された債券のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。</p> <p>(3) これまでの募集（売出）実績 a (略) b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a)～(c) (略) (d) 今回発行登録による債券の募集を行う場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された債券のうちこの発行登録通知書の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を記載すること。</p>	<p>第十号様式 【表紙】 【発行登録通知書番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 発行登録書の内容 a・b (略) c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p> <p>(3) これまでの募集（売出）実績 a (略) b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a)～(c) (略) (新設)</p>